

## 第2編 水道事業

### VII その他

## Ⅶ－１．参考資料

### (1)水 道

導管及びその他の工作物（取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設）により、水を人の飲用に適する水として供給する施設をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

### (2)水 道 事 業

一般の需要に応じて、計画給水人口が 101 人以上の水道により水を供給する事業をいう。

### (3)上 水 道 事 業

水道事業のうち、計画給水人口が 5,001 人以上の事業をいう。厚生省から都道府県知事あてに出された「水道法の施行について」（昭和 49 年環水 81 号水道環境部長通達）中に簡易水道事業以外の水道事業を上水道事業というとしており、法令上の用語ではない。

### (4)簡易水道事業

水道事業のうち、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう。施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものである。

### (5)専 用 水 道

寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、次のいずれかに該当するものをいう。

①100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

②その水道施設の 1 日最大給水量が飲用その他生活の用に供することを目的とする水量が 20 m<sup>3</sup>を超えるもの

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち、地中又は地表に施設されている口径 25 mm以上の導管の全長が 1,500m 以下で水槽の有効容量の合計が 100 m<sup>3</sup>以下の水道は除かれる。

### (6)簡易専用水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられた水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>以下のものは除かれる。

## Ⅶ－１．参考資料

### (7)給水施設

導管その他の設備によって居住者 50 人～100 人に給水する水道（施設）をいう。（大分県給水施設条例）

### (8)小規模簡易専用水道

水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が 10 m<sup>3</sup>以下の水道をいう。

※(6)と(8)を併せて「貯水槽水道」という。

### (9)取水量

地表水、河川水、湖沼水及びダム水、地下水から適切な取水施設を使い取り入れた原水の水量をいう。

### (10)配水量

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。配水量は料金水量（有収水量）、消火水量、折損補償水量、メータ不感水量、局事業用水量などからなる有効水量と、漏水量、調定減額水量からなる無効水量に区分される。

### (11)給水量

給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の配水量のこと（水道法第 3 条第 1 項第 12 号）。統計などにおいては、給水区域に対して給水した実績水量をいう。

### (12)有効水量

配水量の分析を行うにあたっては有効水量と無効水量に分類され、有効水量はさらに有収水量と無収水量に区分される。使用上有効と見られる水量が有効水量で、メータで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量並びに事業用水量などをいう。

### (13)無効水量

使用上無効と見られる水量のこと。配水本支管、メータより上流部での給水管からの漏水量、調定減額水量、他に起因する水道施設の損傷などにより無効となった水量及び不明水量をいう。

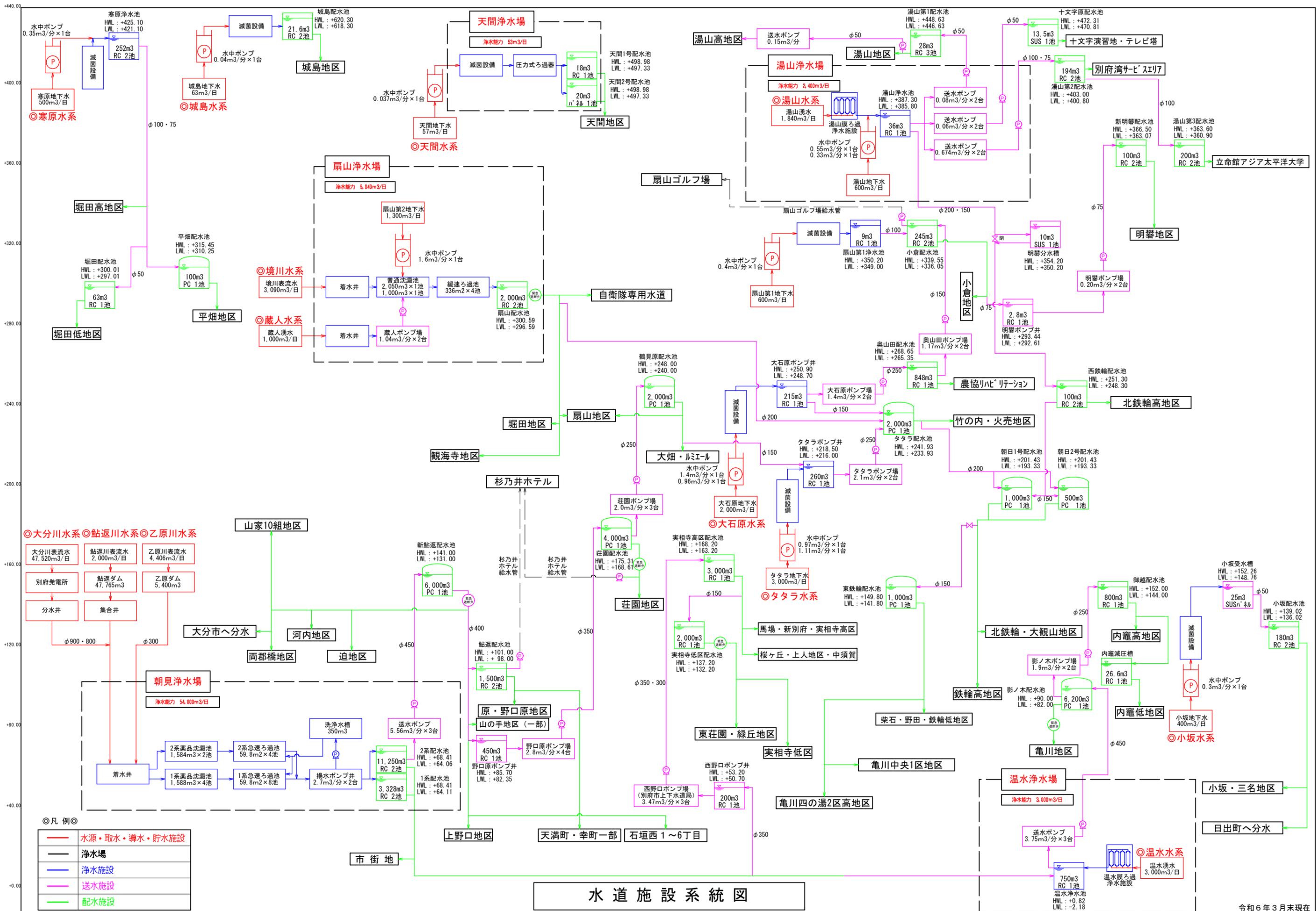
## Ⅶ－１．参考資料

### (14)有 収 水 量

料金の徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量。料金水量、他水道事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消防用水などで、料金としては徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量をいう。

### (15)無 収 水 量

配水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量。事業用水量、メータ不感水量、その他、公園用水、公衆便所用水、消防用水などのうち料金その他の収入がまったくない水量をいう。



水道施設系統図

令和6年3月末現在

◎凡例◎

— (Red line)	水源・取水・導水・貯水施設
— (Blue line)	浄水場
— (Green line)	浄水施設
— (Purple line)	送水施設
— (Light Green line)	配水施設

# 別府市水道施設概要図 S=1/17,500

注) 地図の都合上、標記のできない箇所有  
原図A0-縮小A3

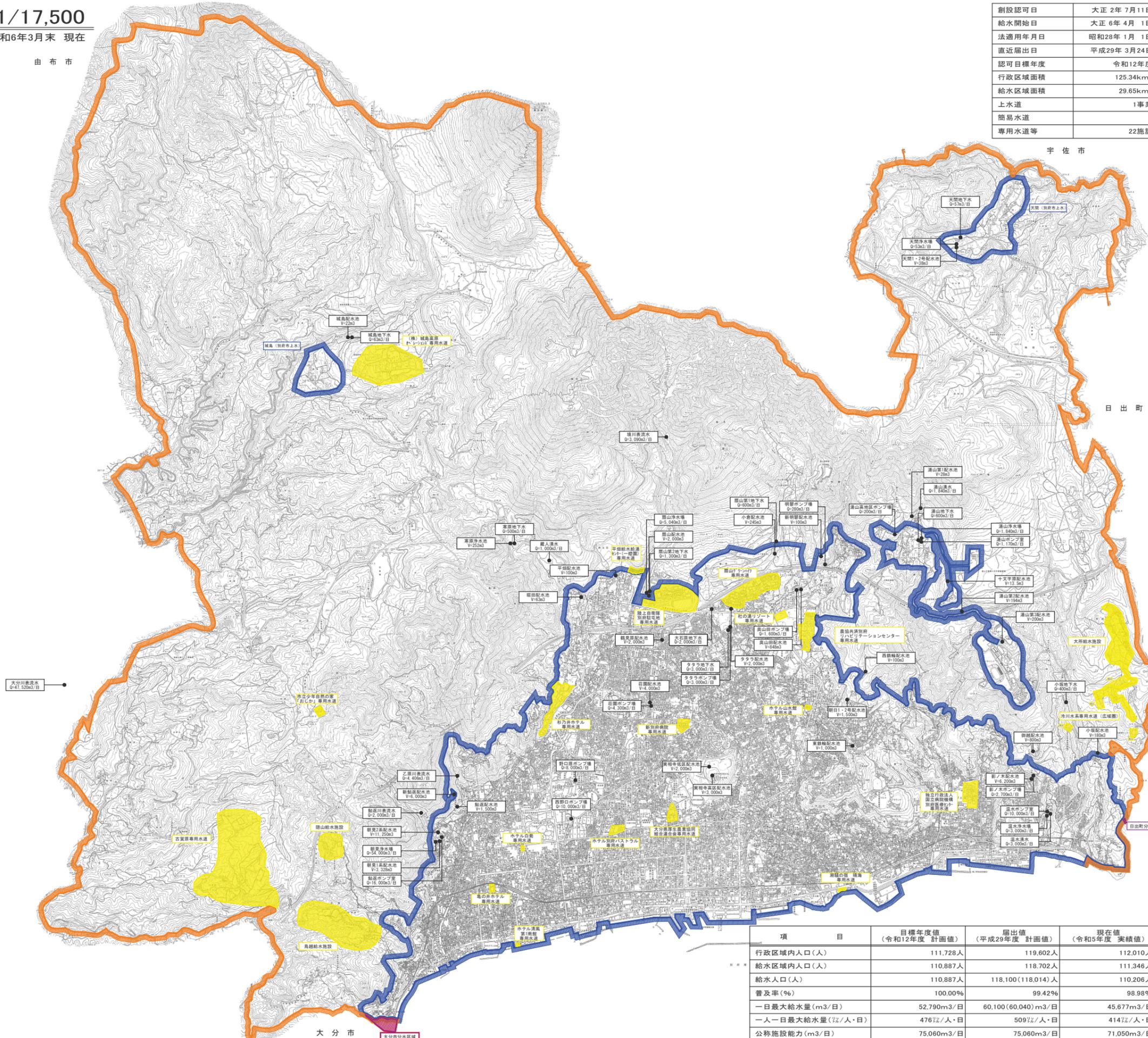
令和6年3月末 現在

由布市

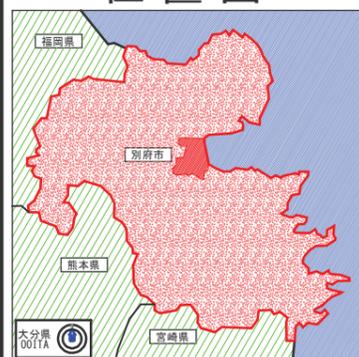
創設認可日	大正 2年 7月 11日
給水開始日	大正 6年 4月 1日
法適用年月日	昭和28年 1月 1日
直近届出日	平成29年 3月 24日
認可目標年度	令和12年度
行政区域面積	125.34km <sup>2</sup>
給水区域面積	29.65km <sup>2</sup>
上水道	1事業
簡易水道	-
専用水道等	22施設

## 凡例

- (茶色) 行政区域
- (青色) 既認可給水区域
- (緑色) 簡易水道の給水区域
- (赤色) 新設・拡張区域
- (黄色) 専用水道等の位置
- (紫色) 分水している区域



## 位置図



項目	目標年度値 (令和12年度 計画値)	届出値 (平成29年度 計画値)	現在値 (令和5年度 実績値)
行政区域内人口(人)	111,728人	119,602人	112,010人
給水区域内人口(人)	110,887人	118,702人	111,346人
給水人口(人)	110,887人	118,100(118,014)人	110,206人
普及率(%)	100.00%	99.42%	98.98%
一日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	52,790m <sup>3</sup> /日	60,100(60,040)m <sup>3</sup> /日	45,677m <sup>3</sup> /日
一人一日最大給水量(l/人・日)	476%l/人・日	509%l/人・日	414%l/人・日
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	75,060m <sup>3</sup> /日	75,060m <sup>3</sup> /日	71,050m <sup>3</sup> /日